

美唄市特定公共賃貸住宅管理条例新旧対照表（改正案）

新	旧
<p>本則</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第 6 条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、現に市町村税を滞納していない者であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</u></p> <p>（家賃の決定及び変更）</p> <p>第 14 条 （略）</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃を変更することができる。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p><u>(4) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。</u></p> <p>（住宅の明渡請求）</p> <p>第 24 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し、入居の決定を取り消し、特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p><u>(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（駐車場の管理に関する規定の準用）</p> <p>第 25 条 （略）</p>	<p>本則</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第 6 条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、現に市町村税を滞納していない者であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（家賃の決定及び変更）</p> <p>第 14 条 （略）</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃を変更することができる。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（住宅の明渡請求）</p> <p>第 24 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し、入居の決定を取り消し、特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（駐車場の管理に関する規定の準用）</p> <p>第 25 条 （略）</p>

2 第17条、第21条、第22条、第23条第1項並びに前条第1項(第5号に係る部分を除く。)及び第2項前段の規定は、駐車場の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃又は入居者負担額」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあり、及び「入居者又は同居者」とあるのは「使用者」と、「特定公共賃貸住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第29条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、美唄警察署長の意見を聴くことができる。

(1) 第7条第2項の規定により特定公共賃貸住宅の入居者を決定しようとする場合 入居の申込みをした者及び当該入居の申込みをした者と現に同居し、又は同居しようとする親族

(2) 第12条第1項の承認をしようとする場合 新たに同居させようとする者

(3) 第13条第1項の承認をしようとする場合 承認を受けようとする者及び当該承認を受けようとする者と同居し、又は同居しようとする親族

(4) 第25条第1項の規定により駐車場の使用者の決定をしようとする場合 入居者及び同居者

2 市長は、特定公共賃貸住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、特定公共賃貸住宅の入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、美唄警察署長の意見を聴くことができる。

(勧告)

第30条 市長は、前条第2項の意見が述べられている場合であつて、特定公共賃貸住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、当該意見に係る入居者に対し、特定公共賃貸住宅の明渡しその他必要な措置をとるべく旨を勧告することができる。

2 第17条、第21条、第22条、第23条第1項並びに前条第1項(第5号に係る部分を除く。)及び第2項前段の規定は、駐車場の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃又は入居者負担額」とあるのは「使用料」と、「入居者」_____とあるのは「使用者」と、「特定公共賃貸住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(規則への委任)
第 31 条 (略)

(規則への委任)
第 29 条 (略)